

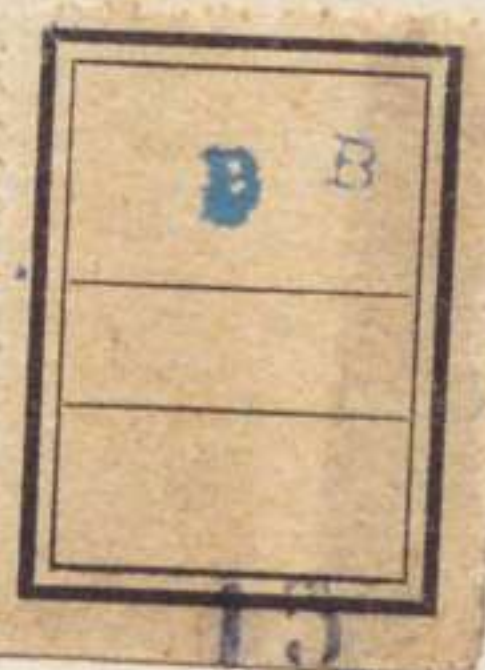
昭和二十六年十月

講和後に於ける

基本政策大綱

自由党

08



講和後に於ける
基本政策大綱

前文

終戦後六年有半の国民の努力は遂に実を結び、講和條約は自由諸国家群の協調の下に調印を見るに至つた。

斯くて我々は、國際的には正義・進歩・自由を基調とする自由諸国家群と相協力し、共產国家群の侵略を防止しつつ、世界の平和と繁榮を達成せねばならない。また国内的には国家独立の基底である治安の確立と經濟の自立を速急に確立しなければならない。

敗戦により多くの領土と資源と市場を喪い、加えて尨大なる人口を擁し、貿易に国の存立を懸けたわが国の經濟自立は固より決して容易なる業ではない。然しながら反面、設備能力に余力があり、技

目次

前文	一
第一章 外交	二
第二章 自治	三
第三章 国内治安	四
第四章 国土開發	五
第五章 産業政策	五
第六章 原始産業部門対策	六
第七章 工業部門対策	七
第八章 貿易対策	一〇
第九章 運輸対策	一〇
第十章 物価対策	一一
第十一章 労働対策	一二
第十二章 其他	一三
第十三章 財政金融政策	一三

術力、労働力に恵まれているわが国経済の潜在力に適切なる施策と国民の勤儉力行の要素さえ加えるならば、決して自立は困難なものではない。

依つてわが党は、講和後に於て処すべき基本的施策の大綱を茲に宣明し、国民と相共に、自立・生存・自衛の道に一路邁進せんとするものである。

基本的施策の根幹は左の原則を基調とする。

- 一、国際條約を尊重し、自由諸国家群と提携し、世界の平和と繁栄と安全を期する。
- 二、勤勉力行により国力を充実に民生の安定と自衛力の漸増的強化を図る。
- 三、国土の開発、生産の増強、貿易の振興により経済の自立を達成する。

第一章 外交

一、講和條約を忠実に遵守し、平和愛好諸国と協力提携して世界の平和・正義・進歩・自由と繁栄の確保に寄与する。

二、アジア諸国と密接な友好関係を樹立する。

三、日本経済の発展と日本文化の国際的貢献に努め、その発展を促進する。

四、国内民主化の徹底、国際的義務の履行に最善をつくし、国際信用の昂揚に努める。

第二章 自衛・治安

一、愛国心と自衛意識の高揚を図り、自衛の基本的態勢の確立を促進する。

二、国力の充実に照応し逐次防衛力を整備する。

三、差当り警察予備隊及び海上保安隊を充実強化し国内の治安力増強を図る。

四、警察の制度機構を改革し、その機能を強化すると共に人権の尊重については充分の留意を払うものとする。

(一) 国内治安に関する重大犯罪の予防、捜査については政府が一元的に指揮監督し得るものとする。

(二) 共産主義の謀略的侵略行為又は破壊的地下工作を事前に防遏するため、必要なる警察機構の一元的整備強化を図る。

(三) 科学的捜査施設を拡充すると共に現行の刑事訴訟制度を改正し捜査訴追上の欠陥を除去する。

五、団体等規正令を廢止し新たに国家安全保障法(仮称)を設け、専制主義的、暴力革命的企圖の防遏、国家機密の保全、非常事態下に於ける緊急拘束等の制度を整える。

六、不法出入国の管理取締を強化する。

七、自衛、治安に関する内閣の責任、権限を明確にして機構を整備する。

第三章 内 政

一、行政の制度機構を徹底的に簡素化し、国政運営の能率化と経費の節減を図る。

尙地方自治行政についても徹底的に再検討する。

二、民生については安定を第一義とし、特に左の施策に重点をおく。

(一) 傷痍軍人及び遺家族の援護

(二) 住宅の建設

三、現行の學制に再編制を加へ、大學制度の改善、専門学校等の改善、義務教育制度の改善、その他国情に於ける教育の振興発展を図る。

第四章 国 土 開 発

国土の開発建設を継続的に推進するものとし、特に失業対策の一環として左の事業を重点的に実施する。

一、電源開発

二、農地の拡張・改良

三、治山・治水

四、基幹道路の建設

第五章 産 業 政 策

自立經濟を急速に完成し国力の充實を図るため政策の基調を

(一) 輸出の伸長

- (一) 米国及び東南アジアとの経済協力の推進
- (二) 食糧の増産及び動力資源の開発
- (三) 既存設備による増産と企業の効率化
- (四) 物価の引下とその安定
- (五) 商船隊の拡充
- (六) 鉄道輸送力の増強
- (七) 鐵道輸送力の増強

に置く。

第一 原始産業部門対策

一、食糧の総合的自給度の向上を主眼とし、重点的・継続的に左の措置を講ずる。

- (一) 農地の改良及び拡張並びに農業の改良による食糧の増産
- (二) 水産資源の開発並びに水産加工の奨励
- (三) 増産を促進するため国産米麦の統制を徹底する、但し適正価格による政府買入並びに需給調

整はることを旨とする。

(四) 造林の計画的遂行

三、前各項の所要資金は公共事業費及び農林漁業資金融通特別会計より優先的に充足するものとする。

四、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合の育成強化を図る。

第二 鉱工部門対策

一、産業活動発展の基盤を完成するため、電力並びに石炭の動力資源の開発に重点を置き、二九年末までに二五〇万KWの新規電源の開発及び五、二〇〇万トンの出炭の完遂に国力を集中するものとし、其の他の産業部門については原則として当分の間既存設備による増産とその近代化、効率化による原価の切下、品質の向上に主眼をおくものとする。

(一) 電力

二九年末までに新規電源二五〇万KW（既着手分を含む）の開発を目標とし、之れが所要資金は自己資金に依るの他、見返資金、復金回收金及び其他財政資金を以つて優先的に充足するものとする。

尙外資の導入は極力之れが実現を図るものとする。

(一) 石炭

二九年末五、二〇〇万トンの出炭の確保を目標とする。
需要増に基く不足量については重油による代替と及び鉄道の電化の促進による鉄道用炭の減少により之を調整するものとする。

尙熱管理と使用節約を積極に奨励するものとする。

(二) 鉄鋼

(イ) 二九年度鋼材の生産目標を五五〇万トンとする。

(ロ) 原料の取得は可及的速かにアジア地域に之を振替えるものとし、之れがため所要のプラント輸出並びに長期投資については輸出銀行を通じ優先的に考慮するものとする。

(ハ) 現在遠隔地に依存しある鉄鉱石強粘結炭については、アジア地域より取得する場合の価格を基準として現在価格との差額に相当する額を補填するものとする。

右は船舶用並びに重要機械用鉄鋼価格を世界水準にまで引下げ、各国と平等の基礎に於て生産に当らしむる如く措置するものとする。

(ニ) 輸入については従前の輸入中心主義を改め、原料、製成品に輸入を図るものとする。

(三) 鉄鋼

(イ) 国内資源の経済的開発を図るものとし、特に金、非鉄金属、硫化鉄及び硫黄等に重点をおく。

(ロ) 既存工業力の活用
既存設備による稼働を主眼とし、新規設備の建設は原則として当分の間之を差控へしむるを方針とする。

(四) 産業の効率化

産業の目標を良質廉価の鉄則の具現に置き、世界水準に遅れた設備技術の自己資本による近代化効率化を促進するものとする。之れが為企業合理化促進に関する法律を制定し、合理化資金の留保其他に付税制上の措置を講ずるものとする。

(五) 中小企業の育成

輸出の増進・基幹産業の発展を通じ中小企業の繁栄を齎すことを第一義とし、併せて金融の疏通を図る。

尙一般金融機関による融資の対象とならざる中小企業層については商工中金、国民金融公庫の資

金源を財政資金により充実し、その金融の円滑化を図るものとする。

第三 貿易対策

- 一、現行三六〇円レートは緊持するものとする。
- 二、貿易を通じ特に東南アジア諸国の経済的復興及び建設に積極的に協力するものとする。
- 三、輸出を振興するため特に左の措置を講ずる。
 - (一) 輸出銀行の輸出入銀行への改組及び資金源の拡充。
 - (二) 輸出信用保険範囲の拡大及び其の基金の拡充。
 - (三) 緊急重要物資特別会計の機能の拡充。
- 四、不当競争を防止するため輸出組合の結成を図る。

第四 運輸対策

貿易の促進及び円滑化のため商船隊を継続的に拡充するものとし、各年四〇万トンの造船を行ふものとする。

第五 物価政策

物価は之を国際水準に引下ぐることを目標とし、之れが具現については原則として

- 1、既存設備による増産と企業の効率化
 - 2、輸入原料の確保と輸出の規制による需給の調節
- に依るを基本方針とする。

一、基礎産業については特に左の措置を講ずる。

- (一) 鉄鋼については原料価格の非平常的條件を世界水準と均衡ならしむるため特別の措置を講ずる。

- (二) 石炭については採炭方法の改善・合理化を行うと共に、鉄道電化の繰上実施と重油の大量輸入により需給緩和を図る価格の低下を図る。

- (三) 食糧については輸入食糧の管理、適正価格に依る政府買入及び需給調節により之れが価格を適正に安定せしめる。

尙輸入食糧に対する補給金は之を存続する。

- 二、需給調整の見地より稀有金属其他小教特定の輸入物資については使用制限を行ふ。
- 三、不急不用の建築は之を抑制する。
- 四、消費節約の風潮を国民に徹底せしむると共に特に政府、地方自治体及び事業体について卒先其の實踐に当らしむる如く措置する。

第六 労働対策

産業活動の拡大並びに輸出の振興による雇傭量の増大と国際労働基準の維持を図り、併せて生活水準の保持を図るを基調とする。

- 一、経済自立に依る国力の充実に主眼とし建設的組合運動の育成を図る。
- 二、勤労精神を高揚し企業の効率化並びに労働生産性の向上を図る。
- 三、現行労働法規については、其の精神及根幹は変更せざるも、わが国情の実体に添はざる部分については改正を加える。
- 四、国民経済を危殆にらしむるゼネストは之を禁圧する。

第一 財政

- 一、財政は国民経済との正常な調和を保つ総合的均衡予算を堅持し、長期の財政計画の下に毎年の收支予算を編成するものとする。
- 二、国及び地方を通ずる租税負担と国民所得との比率を戦前（昭和九—一一年平均一三・八％）程度に復せしむることを目標として特に低額所得者の負担軽減を計る。
- 三、歳出については行政費の削減、不急又は低効率の事業の中止等を徹底的に行い、新たに次の諸経費の確保を図る。
- （一） 役務賠償、外債支払、その他国際信用確保に必要な経費並に日米安全保障協定の成立に伴う経費。
- （二） 国内治安力及び海上保安力の充実に要する経費。
- （三） 傷痍軍人及び遺家族援護費。
- （四） 貿易の伸長及び物価の安定に必要な支出。
- （五） 日米及び東南アジア経済協力のため必要な支出。

四、国民負担の均衡化と資本蓄積の促進を図り、併せて国及地方の財源配分を調整するため、国税及び地方税を改正する。

(一) 低額所得者、農業所得者の所得税を減免し又山林所得、退職所得に対する課税を軽減すると共に高額所得者に対しては税率を引上げる。

(二) 資本の蓄積を促進するため無記名預金制を復活すると共に証券譲渡税を廃止する。

(三) 法人所得に対する税率を引上げると共に自己資本による企業の近代化を促進するよう課税上の特別措置を講ずる。

(四) 国税、地方税を通じ大衆課税の間接税を軽減すると共に贅沢消費に対する間接税を引上げる。

(五) 富裕税を廃止する。

(六) 相続税を合理化する。

(七) 地方税体系を改正して税源配分を合理化すると共に、大衆課税の軽減、負担の均衡化を図る。

五、長期産業資金の供給については財政投資の拡大を図り、貸付資金運用部資金の蓄積及運用の拡充に移譲する。

八、地方財政を刷新充実するため次の措置を講ずる。

(一) 経費の徹底的節減（行政事務の整理と関連）

(二) 地方税制の改革と還付税制度の創設

(三) 義務教育費負担制度の改善

(四) 平衡交付金制度及び国庫補助制度の根本的改革

(五) 地方財政に対する国の監督強化

第二 金融

一、金融政策については、産業政策、財政政策並に国際收支見透等と総合的に調和を保つ如く運営するに努める。

二、電源開発、造船、鉄鋼、石炭、その他重要鉱産資源の開発及び農林水産物の増産等に必要なる長期資金は、自己資金に依るの他は、財政資金の投入を拡大し、開発銀行並びに農林漁業資金融通特別会計等を通じ優先的に充足する。

尙資金運用部資金、政府余裕金の円滑且効率的使用を可能ならしむる如くする。

三、金融政策の一元的運営と監督権の強化を図る。

四、金融機関の経営の合理化を促がし貸付利率の引下を図る。

五、農林中金、商工中金及び国民金融公庫の制度につき再検討を行い、その業務分野を明白化し夫々の機能を拡充する。

六、不動産金融の具体化を図る。

七、不急不用の建設及び設備拡充資金等への投資につき事実上抑制する如く措置する。

八、資本の蓄積と貯蓄奨励のため当分の間無記名預金制を復活する。

九、国際通貨基金、その他国際制度への参加を促進すると共に国際收支の安定に努める。

以上